

令和5年度

育 成 会

伸栄小学校区子ども会育成会

所沢市の子ども会育成事業の概要

—地域の子ども会活動を推進するために—

* 子どもが主役の子ども会

育ち盛りの子どもたちが“遊び”を通して学ぶことは、とても重要です。異年齢集団による様々な遊びや生活体験・自然体験を通じて「やる気」が生まれ、社会の一員としての必要な知識を学んでいきます。

子ども会活動は、そうした“遊び”の計画を子どもたち自身が立て、役割を決めるなど自主的に活動することが重要です。その中で、大きい子が小さい子の面倒を見たり、小さい子は大きい子を見習うなど、相互の学び合い、助け合いの中で豊かな心やたくましい体が培われていきます。こうした活動は、学校や家庭での教育とともに欠くことのできない重要な教育活動です。

子ども会活動の規模や運営方法・内容は、地域の特性によって様々ですが、地域の日常的な活動として、ボランティア活動や季節に合わせた行事等を行っている子ども会もあります。また、単位子ども会の中には、「たんぽぽ子ども会」「竹の子子ども会」などの愛称をつけて、地域に根ざした活動を行っているところも見られます。

* 子ども会を支える育成会

子ども会は、子どもたちの自主的な活動が大切ですが、大人(育成者)たちの意図的な働きかけがなくては、子ども会活動は広がっていきません。子ども会の円滑な運営を図るためには、大人たちによる側面からの援助が必要です。この援助を「子ども会育成活動」と言います。援助の内容は、経済的なことから活動の場の確保、道具の準備、安全面の配慮など、子どもたちが自主的に活動を進めるための条件を整えることとなります。

校区育成会は、単位育成会の連携を深め、単位子ども会活動の推進を図るため、連絡会議や研修・啓発活動(広報紙の発行等)を積極的に行うことが必要となります。

育成会は、学校、PTA、公民館、自治会などと連携を図り、地域全体で活動をすすめ、地域に住む保護者以外の方も参加できます。つまり、子育ての先輩や、人生経験の豊富な方々、中学生・高校生によるジュニアリーダーも育成会活動の協力者となり、地域の育成会活動を進めることができます。このように、育成会活動を通して、地域の子どもの交流とともに大人同士の交流が生まれ、コミュニティの輪が広がり、大人にとっても生涯学習の場になっています。

なお、各校区の具体的取り組み、所沢子ども会育成会連絡協議会(所子連)やリーダー研修等については『所沢の子ども会—令和4年度—』(所沢市教育委員会令和5年7月発行)をご参照ください。

* 子ども会育成事業

所沢市では、昭和48年度から小学校区を単位に子ども会育成事業を実施しています。当初4校区の育成会で開設され、現在21校区で子ども会育成事業が実施されています。

子ども育成事業は、各校区単位で組織される子ども会育成会に対して、市が事業費を交付金として交付することにより、子どもの自主性に基づく地域子ども会の活動の振興を図るものです。平成8年度までは委託契約によって育成事業を実施してきましたが、現在は、各校区の主体的な地域活動の推進を図るため、交付金の交付を通じて実施しています。

平成14年度から学校週5日制が実施されました。これは、家庭を含む地域社会での子どもたちの生活時間を増やすことによって、子どもたちのゆとりを確保し、様々な生活体験や社会体験・自然体験の機会を充実し、『生きる力』を育むことを目的としています。また、社会教育法が改正され、青少年の社会性や豊かな人間性を育む観点からボランティア活動などの社会奉仕体験活動・自然体験活動等の充実について定められました。こうしたことから、地域の教育力として、PTA活動や青少年スポーツ活動などとともに、子ども会育成会の活動にも、大きな期待が寄せられており、一層の充実と推進が求められています。

所沢市校区子ども会育成交付金交付要綱

(目的)

第1条 第1条ロの要綱は、各小学校区別に組織される子ども会育成会(以下「校区育成会」という)に対して、市がその事業費を交付することにより、子ども育成活動の振興を図ることを目的

(定義)

第2条 この要綱において、「子ども会育成活動」とは、子どもの自主性に基づいて展開する子ども会活動の振興を図るため、地域の育成者が組織的・継続的に取り組む活動で、概ね次の各号の事業の企画・実施をいう。

- (1) 集団的な遊びや体験活動を通じた単位子ども会活動の活性化に向けた事業
- (2) 自治会・公民館・学校等関係機関との連携による地域子ども会育成事業
- (3) 子ども会育成会の啓発事業

(交付団体)

第3条 この要綱により、交付金を受けることができる校区育成会は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 円滑な運営を図るため会則を有すること
- (2) 校区内の単位子ども会育成会の代表者等によって組織され、地域の連絡協議会組織の性格を有すること
- (3) 単位子ども会育成会の連絡会議の開催及び育成者研修を実施すること

(交付金額)

第4条 交付金の額は、各校区育成会に対して1年度9万円を限度として交付するものとする。

(交付申請手続き)

第5条 交付申請の手続き等については、所沢市補助金等交付規則(昭和55年規則第20号・以下「規則」という。)の定めるところによる。

- (1) 規則第5条に定める補助等交付申請書に添付する事業計画書及び収支予算書の様式は、別記様式第1号及び別記様式第2号とする。
- (2) 規則第12条に定める補助事業等実績報告書に添付する収支決算書の様式は、別記様式第3号とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

令和5年度 育成会事業報告

所子連関係活動

令和5年

3月	3、11日	育成者研修会	新所沢東まちづくりセンター
	14日	すもう大会第1回実行委員会	市民体育館
4月	12日	すもう大会第2回実行委員会	市民体育館
	15日	子ども会育成事業交付金説明会	市役所
	17日	安全共済会加入校区説明会	伸栄小PTA会議室
5月	15日	安全共済会校区とりまとめ加入手続	伸栄小PTA会議室
	18日	すもう大会第3回実行委員会	市民体育館
	21日	所子連総会第1回代表者会	所沢市役所
	27日	すもう大会校区練習会	伸栄小体育館
6月	13日	すもう大会作業日	生涯学習センター
	17日	すもう大会前日準備	市民体育館
	18日	第43回「わんぱく相撲大会」所沢場所	市民体育館
7月	8日	非行防止キャンペーン	所沢駅周辺
	9日	所子連総会第2回代表者会	中央まちづくりセンター
	19日	すもう大会反省会	市民体育館
11月	5日	所子連第3回代表者会	中央まちづくりセンター
12月	9日	第28回彩の国21世紀郷土かるた大会 校内予選会(練習会)	伸栄小体育館
	24日	かるた練習会	新所沢東まちづくりセンター

令和6年

1月	13日	かるた練習会	新所沢東まちづくりセンター
	27日	第28回彩の国21世紀郷土かるた大会	市民体育館
2月	4日	5、6年生インリーダー研修会事前研修会	富岡まちづくりセンター
	10、11日	5、6年生インリーダー研修会	名栗げんきプラザ
	29日	ところざわの子ども会原稿提出	所沢市社会教育課
3月	17日	所子連第4回代表者会	中央まちづくりセンター

校区育成会活動

令和5年

2月	12日	新旧引き継ぎ	新所沢東まちづくりセンター
4月	20日	新所沢東部地区青少年を守る会連合会役員会	新所沢東まちづくりセンター
5月	11日	新所沢東部地区青少年を守る会連合会総会・役員会	新所沢東まちづくりセンター
	20日	しんとこイーストネット子ども健全育成部会	新所沢東まちづくりセンター
6月	17日	しんとこイーストネット総会	新所沢東まちづくりセンター
7月	21日	かるた体験会	伸栄小体育館
9月	21日	新所沢東部地区青少年を守る会連合会役員会	新所沢東まちづくりセンター
10月	18日	ドッジボール大会実行委員会	新所沢東まちづくりセンター
	28日	ドッジボール大会ルール確認会	市民体育館
	29日	ドッジボール大会練習会	伸栄小校庭
11月	11日	ドッジボール大会練習会	伸栄小校庭
	17日	ドッジボール大会前日準備	市民体育館
	18日	ドッジボール大会	市民体育館
12月	14日	新所沢東部地区青少年を守る会連合会役員会	新所沢東まちづくりセンター

令和6年

2月	18日	新旧引き継ぎ	新所沢東まちづくりセンター
3月		育成会総会(報告書)	伸栄ホットメール

通学班行事

令和5年

8月		つくし町会ラジオ体操おたのしみ会	つくし町緑地公園
----	--	------------------	----------

かるたくらぶ

令和5年

		かるた体験会のみ実施	伸栄小体育館
--	--	------------	--------

育成会だより

令和5年

4月		育成委員紹介号 安全共済会加入について	
7月		夏号	
12月		秋・冬号	

令和6年

3月		1年のまとめ号	
----	--	---------	--

令和5年度 決算報告書

【収入の部】

(単位:円)

項目	令和5年度予算	令和5年度決算	比較	備考
交付金	30,000	0	▲ 30000	所沢市より
助成金	95,000	75,000	▲ 20000	自治会より
事業収益	20,000	26,550	6550	夏祭り収入
雑収入	0	0	0	預金利息
前年度繰越金	182,090	182,090	0	前年度より
合計	327,090	283,640	▲ 43,450	

【支出の部】

項目	令和5年度予算	令和5年度決算	比較	備考	
研修費	10,000	0	10,000		
交通費	3,000	0	3,000	駐車場代	
《事業費》 行事費	すもう	30,000	9,231	20,769	
	夏祭り	30,000	20,210	9,790	
	ドッジボール	70,000	9,705	60,295	
	かるた	40,000	6,456	33,544	
	通学班行事	20,000	7,040	12,960	
	《運営費》				
印刷費	15,000	2,000	13,000	プリンターインク代等	
消耗品	30,000	12,324	17,676	コピー用紙 その他文具代等	
備品費	30,000	0	30,000		
会議費	3,000	0	3,000	会議用飲み物 他	
分担金	18,000	0	18,000	所子連へ	
安全会会費負担	4,200	3,780	420	育成委員安全共済会費負担140円×27名	
《渉外費》	6,000	3,000	3,000	夏祭り祝金	
《雑費》	17,890	1,710	16,180	振込手数料他	
合計	327,090	75,456	251,634		

* 安全会会費140円×210名=29,400円(5/15所子連へ支払済)

【差引残高】

(収入決算額)283,640 - (支出決算額)75,456 = (次期繰越金)208,184

以上、報告いたします。

令和6年2月29日 会計 長谷川 佳子 ⑩
 松本 晴美 ⑩

監査の結果、すべて適正である事を認めます。

令和6年2月29日 会計監査 佐藤 理津子 ⑩
 森澤 美奈子 ⑩

令和6年度事業計画案

【所子連関係】

3月	育成者研修会
5月	安全共済会加入 所子連総会代表者会(他に11月、3月)
6月	すもう大会
1月	かるた大会

【校 区】

4月から	運営委員会 育成会だより発行
5月	かるたクラブの活動
7月	校内かるた体験会 夏祭り
11月	ドッジボール大会
3月	育成会総会(報告)

※通学班行事の奨励

(子ども会の立ち上げ準備)

令和6年度 予算(案)

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	備考
交付金	30,000	所沢市より
助成金	75,000	自治会より
事業収益	20,000	夏祭り収入
前年度繰越金	208,184	前年度より
合計	333,184	

【支出の部】

項目		令和6年度予算	備考	
《事業費》	研修費	10,000		
	交通費	3,000	駐車場代等	
	行事費	すもう	30,000	
		夏祭り	30,000	
		ドッジボール	70,000	
		かるた	40,000	
		通学班行事	20,000	
《運営費》	印刷費	15,000	プリンターインク代等	
	消耗品費	30,000	用紙・文具代等	
	備品費	50,000	ゼッケン代等	
	会議費	3,000	会議用飲み物 他	
	安全会会費負担	4,200	育成委員安全共済会費負担140円×30名	
《渉外費》		6,000	夏祭り祝金	
《雑費》		21,984	振込手数料他	
合計		333,184		

令和6年度 役員名簿

役 職	氏 名
会 長	小野寺 智子
副 会 長	金 明子
副 会 長	芝 千津子
副 会 長	細井 美和
書 記	渡辺 絵美
書 記	阿波連 智子
会 計	関本 めぐみ
会 計	清水 美衣
監 査	松本 晴美
監 査	長谷川 佳子

* 連絡先

小野寺智子 中新井1-135-39

(電話番号 04-2943-7995)

伸栄小学校区子ども会育成会会則

〔名称及び事務所〕

第1条 この会は伸栄小学校区子ども会育成会と称し、事務所を伸栄小学校におく。

〔目的〕

第2条 この会は伸栄小学校区における子ども会活動の健全なる育成に図ることを目的とする。

〔事業〕

第3条 1. 各地区育成会相互の連絡提携並びに情報交換
2. 関係機関、並びに諸団体との連絡協議
3. 子ども会発展に必要な講習及び研修
4. 子ども会発展に必要な講習及び研修

〔組織〕

第4条 この会は地域育成会及び子ども会育成に理解あるものをもって組織する。

〔役員等〕

第5条 この会に次の役員をおく。

(1) 会 長	1名	(2) 副会長	3名
(3) 書 記	2名	(4) 会 計	2名
(5) 監 査	2名	(6) 顧 問	若干名

〔役員選出〕

第6条 役員等は運営委員会にて選出し、任期は1年とする。但し再任は妨げない。
また、子どもの有無にかかわらず地域に存在する育成者は、この資格を有する。

〔役員の仕事〕

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその業務を代行する。
3. 書記は議事等を記録し会務の処理にあたる。
4. 会計はこの会の会計事務にあたる。
5. 監査はこの会の会務及び会計を監査する。

〔会 議〕

第8条 1. 会議は会長が召集する。
2. 会議は毎年1回以上定期的または必要に応じて随時開くことができる。
3. 年度末の会議では次の事項を審議する。
 (1) 事業計画、予算並びに実施に関する事項
 (2) 事業、決算の報告
 (3) 会則その他の変更
 (4) その他育成会の運営に必要な事項
4. 会議における決議は出席者の過半数の同意をもってする。

〔会 計〕

第9条 この会の経費は次の収入をもってあたる。

1. 交付金
2. その他

第10条 この会の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

〔改 正〕

第11条 この会の会則の変更は総会において役員、出席者の過半数の賛成を必要とする。

〔育成会協力委員〕

第12条 この会の事業や行事に随時協力する協力委員をおく事ができるものとし、会長がこれを委嘱する。

〔かるたくらぶ〕

第13条 この会にかるたくらぶをおく

附則 この会則は平成7年度より施行する

附則 この会則は平成13年度より施行する (第12条・第13条)

安全共済会について

★安全会とは

それぞれの地域の子ども会に登録している子ども会員、指導者(ジュニアリーダー)、育成者、年少以上の幼児を対象とした見舞金制度です。(年少児については保護者の加入も必要)子ども会活動が安心して行われるように、活動中の傷害に対して見舞金が支払われます。

★安全会費は

埼玉連年会費	20円	
安全会費	120円	計 140円となります。

★見舞金の給付は次の場合に受けられます。

- ①子ども会活動中の事故
- ②活動場所と自宅との通常経路の往復途中の事故
- ③事前の調査活動中と、その往復途中の事故
- ④育成者が子ども会活動に必要な研修会、会議などへの参加中及び往復途中の事故
- ⑤会員が子ども会活動中に会員以外の人にあたえた対人傷害

★見舞金の金額は

- ①死亡 6,000,000円
- ②後遺障害 70,000円～6,000,000円 (後遺障害等級表による)
- ③負傷、疾病
・保険医療総額の30%
治療期間は日を限度とする。
・診断書等については1件上限2,000円まで支給
(見舞い金額500,000円を支給限度額とする。
見舞金総額が1,000円以下の場合には支給しない。)

※変更される場合があります。